

カリキュラム等の
改善に係る提案

栗 原 構 成 員

ご提出資料

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の
改正に関する要望事項について

東京都立文京盲学校 栗原勝美

1. 第2条第3項、別表第1関係（臨床実習の独立）

教育内容欄の「実習（臨床実習を含む。）」を「実習（臨地実習を含む。）」と「臨床実習」に分ける。

2. 第2条第3項、別表第1備考1関係（臨床実習の単位の計算方法）

「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成施設指導要領」（以下、指導要領）の「8. 授業に関する事項」の（3）の規定に合わせ、「臨床実習」は1単位を45時間とする旨の規定を記載する。

3. 第2条第3項、別表第1備考3関係（2以上の内容を行う規定からの臨床実習の除外）

冒頭に「臨床実習を除き」を加筆する。

4. 第2条第3項、別表第1関係（時間数の併記）

別表第1に「備考5」を設け、同表に規定された各課程において最低履修すべき時間数を記載する。

5. 第2条第10項関係（臨床実習室の追加と定義）

第2条第3項、別表第1の改正に合わせて第2条の第10を、「基礎医学実習室、実技実習室及び臨床実習室を有すること」に改めるとともに、「臨床実習室の定義」を明記する。

6. 第2条第14項関係（機械器具等の例示）

教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書等については、「指導要領」の「10. 校舎及び備品に関する事項」の別表に準じて、規則第2条の第14に別表第3を設ける。

7. 第4条関係（視力規定）

著しい視覚障害の程度に関する「両眼の視力が0.3未満のもの」の規定を、学校教育法施行令第22条の3の規定に合わせ、「両眼の視力がおおむね0.3未満のもの」に改める。

8. 第7条関係（関係団体の意見書）

新たに第3項を追加し、「あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の設置計画書の提出があった場合、設置者は申達に際し、関係団体（関係業界、盲学校等）の意見書を添えなければならない。」を記載する。